

別紙

答申（個）第52号

答申

1 審査会の結論

公立大学法人島根県立大学理事長（以下「実施機関」という。）が本件審査請求の対象となった個人情報の一部を非開示とした決定は、審査の対象外とした別表に掲げる部分を除き、妥当である。

2 本件諮問に至る経緯

- (1) 令和3年11月4日に、審査請求人より島根県個人情報保護条例（平成14年3月26日島根県条例第7号。以下「条例」という。）第12条第1項の規定に基づく個人情報開示請求があった。
- (2) 本件開示請求の内容は、「〇〇年〇月〇〇日に開催された「第1回キャンパス・ハラスメントの処分に関する諮問委員会」の議事要旨ならびに出席者に配布された資料すべて」である。
- (3) この請求に対して実施機関は令和3年11月17日付けで開示決定等の期間延長を行った後、同年12月20日付けで次のとおり決定を行った。

ア 全部開示決定について

(ア) 開示請求に係る個人情報の内容

- ・第1回キャンパス・ハラスメントの処分に関する諮問委員会（次第）
- ・公立大学法人島根県立大学諮問委員会設置要綱
- ・公立大学法人島根県立大学職員就業規則

(イ) 決定内容

全部開示決定

イ 部分開示決定について

(ア) 開示請求に係る個人情報の内容

- ・第1回キャンパス・ハラスメントの処分に関する諮問委員会（議事要旨）

(イ) 決定内容

部分開示決定（以下「本件決定」という。）

(ウ) 開示しない部分

- ① 文書中の個人名（肩書含む）
- ② 防止委員会及び諮問委員会の判断・意見を記載した部分

(エ) 開示しない理由

- ① 条例第13条第3号に該当  
個人に関する情報であって特定の個人が識別されるため
- ② 条例第13条第7号に該当  
委員会での個別の判断を公開すると、今後の事務事業の公正又は円滑な実施を困難にするおそれがあるため

- (4) 審査請求人は、本件決定を不服として、令和4年3月17日付けで実施機関に審査請求を行った。
- (5) 実施機関は、条例第34条第1項の規定に従い、令和4年11月2日付けで当審査会に諮問書を提出した。

### 3 審査請求人の主張

#### (1) 審査請求の趣旨

個人情報部分開示決定処分を取り消すとの裁決を求める。

#### (2) 審査請求の理由

審査請求人の審査請求書、反論書、意見陳述及び意見書による主張の要旨は次のとおりである。

##### ア 条例第 13 条第 3 号(本文)該当性は否定されるべきこと

###### (ア) 申立人の氏名が既に審査請求人に伝達されており非開示情報から除外されるべきこと

私がハラスメント相手方となった案件につき申立者が〇〇〇〇であることは、ハラスメント防止委員会や調査委員からの通知等により既に私に伝達されているものであるし、また、今後ハラスメント手続きにより伝達が予定されなければならない情報である。

したがって非開示とした箇所は、条例第 13 条第 3 号アが非開示情報の除外として定める「法令等の規程により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」に該当することは明白である。

###### (イ) 公正な聴聞への権利、あるいは法の適正な手続きの要請から相手方の主張は審査請求人に開示されるべきこと

何人もその権利や正当な期待について不利益を被る処分を課せられる場合は、事前に自らに対してなされた主張を告知され、それに応答する公正な機会を与えられるべきことを要請する。この、公正な聴聞への権利(the right to a fair hearing)、あるいは法の適正な手続(due process of law)の要請は、法の一般原則であり、刑事手続、行政手続のみならず、労働契約上の関係にも妥当する。

使用者による労働者へのハラスメント手続・懲戒手続が、刑事罰に類似した制裁を予定するものである以上、相手方の主張する苦情申立事由や懲戒事由を事前に告知し、告知と聴聞の権利の要請を満たすことが事業者には課せられた法的義務であることは明らかである。

懲戒手続きが労働者の名誉権、人格権のみならず、労働者の生活・財産にも大きな影響を与えうる手続きである以上、これらの法を保護するために、法は法の適正な手続きを事業者に求めている。しかれば、懲戒手続きの一環としてなされている諮問委員会の「議事要旨」の内容は「人の生命、健康、生活または財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」(条例第 13 条第 3 号イ)として審査請求人に開示される必要がある。

##### イ 条例第 13 条第 7 号該当性は否定されるべきこと

###### (ア) 手続法上の違法性—理由付記の違法

a 条例は、実施機関が非開示等の決定をする場合に「書面にその理由を付記しなければならない」と定め、実施機関に対し通知書への理由付記を命じている。理由付記がなされたとしても、付記された理由が不適切である場合やその程度が不十分な場合には取消事由となることは、判例・実務上、確立した見解である。

実施機関は、本件決定において、「開示しない理由」として「島根県個人情報保護条例第 13 条第 7 号に該当」と記したうえで「委員会での個別の判断を公開すると、今後の事務事業の公正または円滑な実施を困難にするおそれがある」と記すのみである。県条例第 13 条第 7 号以下の細分のどれに該当するのか

すら記載していない。

b 審査請求書において根拠法条提示の不備を指摘したためか、実施機関は弁明書において条例第 13 条第 7 号アに該当すると主張する。しかしながら、理由の追完が許されないことは最高裁判例（最判昭和 47 年 12 月 5 日民集 26 巻第 10 号）が示すとおりである。

(イ) 事務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがあるとはいえないこと

実施機関は「事務の遂行に著しい支障を生ずる」ケースとして、相手方が申立人に対し、圧力を加えること等を想定しているのかもしれない。しかしながら、そのような二次被害は事業主が安全配慮義務を適切に履行するのであれば具現化するものではない。『島根県個人情報保護条例解釈運用基準』も「『支障』の程度については名目的なものではなく実質的なものであること」を要求しており、かかる解釈に照らしても「事務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがある」とする実施機関の主張は失当である。

(ウ) 実施機関が部分開示義務を果たしていないこと

仮に、非開示とされた箇所に関し、なお非開示情報に該当する箇所が残っていたとしても、その箇所のみ区分して開示すれば足りるはずである。今回の如く、「諮問委員会の判断」ならびに「諮問委員会の意見」本文すべてを非開示としたことは、部分開示義務（条例第 14 条）にも違背している可能性があることを指摘しておきたい。

ウ 審査請求から弁明書の送付までに 5 か月以上を要している件について

審査請求人は 2021 年 12 月 23 日に本件不服審査請求を行ったが、処分庁・審査庁による弁明の提出・送付は 2022 年 5 月 31 日付であり実に 5 か月以上を要している。

この点、処分庁は申請に対して「相当の期間」内に処分を行う法的義務を負っている（行政不服審査法第 3 条参照）。そして、この「相当の期間」とは、当該申請に基づく処分をするのに通常必要とされる期間とされている。

また、弁明書の標準処理期間は 28 日程度が一般的であることや、審査請求人に対して設定した反論書の提出期限が 1 か月であったこととの均衡を考慮すると、行政庁・審査庁側の対応に違法もしくは不当と評価しうる不作為があったのではないかと疑念を拭うことができない。

標準処理期間を定めている自治体は大体 1 か月弱、28 日程度が一般的である。

#### 4 実施機関の主張

実施機関の弁明書による主張は次のとおりである。

- (1) 「第 1 回キャンパス・ハラスメントの処分に関する諮問委員会（議事要旨）」の記載内容には、個人名（肩書含む）に関する情報が含まれており、開示請求者以外の特定の個人が識別される恐れがあると認められることから、島根県個人情報保護条例第 13 条第 3 号に該当し、非開示とした。
- (2) 防止委員会及び諮問委員会の判断・意見に関する情報が含まれており、職員個人からの相談に伴う事務に関する情報であって、委員会での個別の判断・意見を開示することにより、今後の事務事業の公正又は円滑な実施を困難にする恐れがあると認められることから島根県個人情報保護条例第 13 条第 7 号アに該当し非開示とした。

## 5 審査会の判断

### (1) 本件対象個人情報について

本件開示請求は、「第1回キャンパス・ハラスメントの処分に関する諮問委員会」（以下「本件諮問委員会」という。）の議事要旨の開示を求めるものである。

島根県立大学では、「公立大学法人島根県立大学諮問委員会設置要綱」を定めており、理事長が決裁の判断に必要と認める事項に関し、委員に意見を求める委員会を、必要に応じ設置できることとなっており、本件諮問委員会は、理事長がハラスメント事案において措置（処分）を決定する際の判断に必要と認めて開催したものである。

審査請求人は自身に関係するハラスメント事案に関して開かれたものとしてその議事要旨を開示請求し、実施機関も当該議事要旨を、本件対象個人情報が記載された公文書として特定している。

なお、実施機関は、弁明書において、非開示とした部分のうち別表①及び②の部分について、条例第13条第3号ただし書アに掲げる情報として認容するとした。

また、実施機関は、補足説明において、非開示とした部分のうち別表③の部分について、条例第13条第7号に該当しない情報として認容するとした。

よって、審査会は実施機関が認容するとした別表①から③の部分については審査の対象とせず、これらの部分を除いた非開示部分を審査の対象とする。

### (2) 実施機関の処分の妥当性について

実施機関は、非開示とした部分を条例第13条第3号及び第7号に該当すると主張しており、当審査会は当該情報を見分した上で、非開示情報該当性について判断することとする。

### (3) 条例第13条第7号について

本号は、県等が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を生ずるおそれがあると認められるものについては、非開示とすることを定めたものである。

「事務又は事業に関する情報」とは、当該事務又は事業の実施に直接関わる情報だけでなく、これらの実施に影響を与える間接的な情報も含むものとされ、「支障」の程度については名目的なものではなく実質的なものであることが要求される。

同号本文では、「次に掲げるおそれ」の例示として、同号アに、「評価、診断、判断、選考、指導、相談等に関する情報であって、当該事務若しくは将来の同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずるおそれ」と規定している。

同号アからオまでに掲げられている事務又は事業は、県の機関等に共通的にみられる事務又は事業であって、開示することによりその適正な遂行に著しい支障が生ずると認められる情報を含むことが容易に想定されるものを例示的に掲げたものである。

したがって、掲げられた事務又は事業以外のすべての個別の事務又は事業に関する情報についても、当該情報を開示することにより当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障が生ずるおそれがあると認められる場合には非開示となるものである。

### (4) 条例第13条第7号該当性について

ア 実施機関によると条例第13条第7号で非開示としている部分は、いずれも防止委員会又は諮問委員会の意見、見解や判断に関する情報である。

実施機関は非開示の理由として、防止委員会及び諮問委員会の判断・意見に関する情報が含まれており、職員個人からの相談に伴う事務に関する情報であって、委

員会での個別の判断・意見を開示することにより、今後の事務事業の公正又は円滑な実施を困難にするおそれがあると認められると主張している。

なお、当該非開示情報を開示することで、上記のとおり今後の事務事業の実施を困難にするおそれとなるかについて、上記実施機関の説明だけでは判断が困難なため、実施機関に、さらなる具体的な説明を求めたところ、次のとおりであった。

委員会の具体的な判断を公開することとなると、委員への就任依頼が難航することが予想され、委員会事務事業の公正又は円滑な実施を困難にするおそれがある。

イ 当審査会において当該議事要旨の非開示部分を見分したところ、本件諮問委員会に意見を求める具体的な内容や、各委員が適当と考える具体的な人事的措置（処分）を含む意見等が記載されている。

ウ 実施機関の説明によると、ハラスメント事案における人事的措置（処分）を最終的に決定するのは理事長であり、これら非開示情報は、理事長決定までの途中段階の情報であり、理事長の決定が諮問委員会の判断と相違することもありえるとのことである。

エ 本件諮問委員会の委員名は、本件対象個人情報に記載された公文書の中で審査請求人に開示されており、そのような中で人事的措置（処分）における途中段階での見解等を開示するとすると、今後諮問委員会の委員が対象者からの苦情や批判、いわれのない非難等を受けることを心配して、委員が自由闊達な意見ができない状況となるおそれがあり、また委員への就任依頼が難航することが予想され、委員会事務事業の公正又は円滑な実施を困難にするおそれがあるという実施機関の上記アの主張は当審査会としても不合理とはいえないと考える。

オ 実施機関が非開示とした部分は、本件諮問委員会の審議の過程、意見、見解、判断等にかかる情報に該当すると考えるが、以上から第7号に該当し、非開示とすることが妥当であると判断する。

(5) 条例第13条第3号該当性について

上記のとおり本件諮問委員会の議事要旨の非開示部分は、同条第7号に該当することから、同条第3号該当性の判断は行わない。

(6) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張については、当審査会の判断を左右するものではない。

(7) 審査会委員の除斥について

当審査会のマユーあき委員及び籠橋有紀子委員は、島根県個人情報保護審査会規則第2条第5項及び島根県個人情報保護審査会運営要領第8条第1項第3号の規定により、審査会の決議において、本件諮問案件については審議に加わらないこととした。

(8) 以上から冒頭「1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 6 付言

実施機関は、本件決定に対する審査請求に対して、弁明書において別表①と②について、非開示情報に該当しないとして、開示すべき情報であるとの説明を行った。さらに当審査会から非開示理由について補足説明を求めた際にも、実施機関は、精査した結果、別表③について非開示情報に該当しないとして、開示すべき情報であるとの説明を行った。

また、実施機関は、審査請求について開示すべき情報を追加するとした時点で、速やかに変更決定の手続きを行うことにより、審査請求人に対して該当部分を開示することもできたものと思料される。

今後、このような事態が起きないように、実施機関には、開示決定等に当たっては、内容や理由を十分精査し、条例を適正に解釈した上で決定するよう望みたい。

別表

字数：句読点・記号を含む

公文書名	実施機関が非開示決定した部分のうち、審査の対象外とした部分
第1回キャンパス・ハラスメントの処分に関する諮問委員会（議事要旨）	<p>① 1 ページ目「4. 次第 5) 意見交換」のうち 本文下から 1 行目 4 文字目から 7 文字目まで</p> <p>② 2 ページ目本文 上から 3 行目 12 文字目から 15 文字目まで</p> <p>③ 1 ページ目「4. 次第 3) 委員会に意見を求める内容」のうち 本文上から 1 行目 37 文字目から 3 行目 9 文字目まで</p>

(諮問第53号に関する審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
令和 4年11月 2日	諮問実施機関から島根県個人情報保護審査会に対し諮問
令和 5年 4月27日 (審査会第1回目)	審議 (第1部会)
令和 5年 6月 1日 (審査会第2回目)	審議 (第1部会)
令和 5年 8月25日 (審査会第3回目)	審議 (第1部会)
令和 5年10月 5日 (審査会第4回目)	審議 (第1部会)
令和 5年10月12日 (審査会第5回目)	審査請求人の意見陳述、審議
令和 5年11月30日 (審査会第6回目)	審議 (第1部会)
令和 6年 1月25日 (審査会第7回目)	審議 (第1部会)
令和 6年 3月 1日 (審査会第8回目)	審議 (第1部会)
令和 6年 3月28日 (審査会第9回目)	審議 (第1部会)
令和 6年 5月 9日 (審査会第10回目)	審議 (第1部会)
令和 6年 6月 6日 (審査会第11回目)	審議 (第1部会)
令和 6年 7月 4日 (審査会第12回目)	審議 (第1部会)
令和 6年 8月22日 (審査会第13回目)	審議
令和 6年 9月27日	島根県情報公開・個人情報保護審査会が実施機関に対し答申

(参考)

島根県情報公開・個人情報保護審査会委員名簿  
(令和4年度までは島根県個人情報保護審査会)

氏名	現職	備考
永松 正則	国立大学法人島根大学法文学部准教授	会長、第2部会長
清原 和之	国立大学法人島根大学法文学部准教授	会長代理、第1部会長
永野 茜	弁護士	第1部会
福間 恭子	行政書士	第1部会 (令和6年3月31日まで)
松尾 澄美	行政書士	第1部会 (令和6年4月1日から)
熊谷 優花	弁護士	第2部会
マユーあき	公立大学法人島根県立大学人間文化学部教授	第2部会 (令和6年3月31日まで)
籠橋 有紀子	公立大学法人島根県立大学看護栄養学部教授	第2部会 (令和6年4月1日から)

※本件諮問案件については、マユーあき委員及び籠谷有紀子委員は審議に参加していない。